

訪問看護ステーション かいごの花みずき運営規程

(事業の目的)

第 1 条 有限会社 Gracias が開設する訪問看護ステーション かいごの花みずき（以下「事業」という。）において実施する訪問看護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護者等」という。）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の向上を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称・所在地)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーション かいごの花みずき
- 二 所在地 〒852-8112 長崎県長崎市本尾町 2 番 32 号 101

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1 名（1 名訪問看護師と常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護師 6 名（1 名管理者と常勤兼務、5 名非常勤専従）
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
准看護師 3 名（1 名常勤専従、2 名非常勤専従）
准看護師は、指定訪問看護の提供に当たる。
理学療法士 1 名（1 名非常勤専従）
理学療法士は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護（リハビリテーション）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日とする。
但し特別な理由により希望がある場合はこの限りではない。
- 二 営業時間 9：00～18：00とする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第 6 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話

- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 ターミナルケア
- 六 認知症患者の看護
- 七 療養生活や介護方法の指導
- 八 カテーテル等の管理
- 九 その他医師の指示による医療処置

(利用料その他の費用)

- 第 7 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じて、その1割もしくは2割もしくは3割の利用料とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、通常の実施地域を越えた地点からそれに要した交通費の実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の料金を徴収する。
- 一 通常の実施地域から、片道おおむね15キロメートル未満 500円
 - 二 通常の実施地域から、片道おおむね15キロメートル以上 1,000円
 - 3 死後の処置料は、18,900円とする。
 - 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。
 - 5 医療保険の扱いで指定訪問看護を提供した場合の利用料は、医療保険訪問看護療養費を算定することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第 8 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
- 一 長崎市(野母崎町、三和町、香焼町、外海町、高島町、伊王島町、琴海町の区域は除く)
 - 二 上記以外の地域の方は相談に応じる。

(緊急時等における対応)

- 第 9 条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡し、適切な対応を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(守秘義務)

- 第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての重要事項)

- 第11条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社 Gracias と訪問看護ステーションかいこの花みずきの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(賠償責任)

第12条 サービス提供に伴って、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事故によりその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止ための対策を検討する委員会（身体拘束虐待防止委員会）を設置し定期的に関催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に関催するために研修計画を定める。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。虐待防止担当者は施設長とする。
- 五 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(身体の拘束等の原則禁止)

第15条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事業所がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第16条 施設は、感染症や自然災害が発生した場合でもサービス提供が継続出来る様、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施する。

2 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置)

第17条 施設は、感染症の予防及びまん延防止の為、以下の措置を講ずる。

- 一 感染症の予防及びまん延防止の為の対策を講じる委員会（感染防止委員会）を設置し、定期的に関催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- 三 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修を定期的に関催する為に研修計画を定める。
- 四 前三号を実施する為の担当者を置く。感染症予防及びまん延防止の担当者は施設長とする。
- 五 法令で定められている流行性の感染症が施設内で発生した場合は、行政への報告をはじめ、適切な対応を講ずる。

(ハラスメント防止に向けた取り組み)

第18条 施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けての措置を講ずる。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として認めない。

- 一 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

- 二 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - 三 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
上記は、当該法人職員、取引先事業者の従業員、利用者及びその家族等が対象となる。
- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
 - 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について入社時に研修を実施する。
 - 4 定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
 - 5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。
 - 6 ハラスメント防止の相談窓口は施設長とし、責任者は事務長とする。

附則

- この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 5年 11月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。